



## 団体紹介

### ともに歩むパートナーとして

本市が掲げる「まちづくり 人にやさしく 人がやさしく」の実現は、行政の力だけで成し遂げられるものではありません。日頃から地域に根ざし、当事者の声に寄り添い、課題解決に向けて地道な活動を続けておられる市民団体の存在は、本市にとって欠かせないパートナーです。

本市にて、人権教育・啓発の最前線で活動されている8つの団体をご紹介します。

#### ▶ 八尾市企業人権協議会

八尾市では、企業の立場から市内の119の事業所(R7.12現在)が加盟し、就職の機会均等の保障、職場の人権意識の高揚に向けた取り組みや人権問題への啓発活動を進めている。

昨今、企業の社会的責任として「公正な採用選考や法令順守した雇用管理」や「人権を尊重した企業活動」の取り組みが求められており、そうした企業の人権問題の取り組みを応援している。

#### 主な活動

- (1) 企業啓発講演会などの事業所向けの各種研修会の開催
- (2) 八尾市企業人権協議会の会員普及活動(普及啓発物品の配布など)
- (3) 人権関係の法律や社会の動向・国際的な人権に関わる動向などの情報提供
- (4) 各種人権啓発事業への参加
- (5) 会員企業の人権啓発講座受講への助成

## ▶ 公益財団法人 八尾市国際交流センター

グローバルな視野を持って積極的かつ多彩な国際交流を推進し、八尾市の国際化に寄与するとともに、市民の国際意識の高揚と諸外国との相互理解の増進を図り、国際平和に貢献するという趣旨で1990(平成2)年8月に設立、2012(平成24)年4月には公益財団法人に移行している。

市民・行政・企業及び各種団体等との連携を図りながら、各国、地域の人々が異文化と出会う場所、日本語での交流を通してコミュニケーションの力を高める場所、仲間と出会う場所、生活に必要な情報を入手できる場所になるよう、市民の異文化理解の促進や外国人住民の支援等、多文化共生社会の実現に向け、さまざまな事業活動を実施している。

### 主な活動

- |                                 |                             |
|---------------------------------|-----------------------------|
| (1) 市民と在住・滞在外国人との交流会            | (2) 海外文化紹介                  |
| (3) 国際理解セミナー                    | (4) 国際教育プログラム               |
| (5) 青少年育成プログラム                  | (6) ボランティアの育成及び支援           |
| (7) 日本語交流                       | (8) 多言語による生活支援              |
| (9) 外国にルーツをもつ子ども支援<br>SALA(サーラ) | (10) 八尾市災害時多言語支援センターの<br>運営 |
| (11) 地域団体等との連携、イベントへの参加         |                             |

## ▶ 八尾市在日外国人教育研究会

八尾市在日外国人教育研究会は、外国につながる子どもたちの学びを支えるために、教職員が実践を持ち寄り、学びを深める研究組織である。言語や文化の違いを尊重しながら、学力保障や多文化共生の視点を取り入れた教育の推進を進めている。

### 主な活動

- (1) 多文化キッズサマースクール「オリニマダン」の開催
- (2) 民族文化フェスティバル「ウリカラゲモイム」の開催
- (3) 研修会等の開催(教育講座等)
- (4) 研究部活動  
(在日外国人教育・多文化共生教育・日本語教室の推進や進路保障の取り組み等)
- (5) 実践資料集の作成
- (6) 研究集会への参加
- (7) 広報活動(機関誌の発行等)
- (8) 教育委員会や府内各研究団体との連携

## ▶ 社会福祉法人 八尾市社会福祉協議会

八尾市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的としている。

また、地域福祉活動の中核となって、さまざまな福祉サービスを展開し、民間団体として自主性と、広く住民や社会福祉関係者に支えられた公共性という2つの側面をあわせもった、民間非営利団体(社会福祉法人)である。

### 主な活動

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) 福祉サービス利用援助事業(権利擁護センター)
- (8) 生活福祉資金貸付事業
- (9) 各種相談事業
- (10) 自立相談支援事業
- (11) 生活支援体制整備事業
- (12) ボランティア活動の振興
- (13) 善意銀行に関する事業
- (14) ファミリー・サポート・センター事業
- (15) 八尾市立社会福祉会館の経営
- (16) 幼保連携型認定こども園の経営
- (17) 一時預かり事業
- (18) 病児保育事業
- (19) 地域子育て支援拠点事業
- (20) その他この法人の目的達成のために必要な事業

## ▶ 八尾市人権教育研究会

八尾市人権教育研究会は、学校における人権尊重の教育を推進するために、公開授業や研修会を通して教職員の学びを深める研究組織である。人権課題に向き合う授業づくりや教材研究を行い、子どもたちが差別や偏見に気づき、より良い社会について考える力を育むことをめざしている。

### 主な活動

- (1) 研修会等の開催(夏季研究集会、総括集会等)
- (2) 専門委員会活動(夏季セミナー、実践報告会等)
- (3) 人権教育研究大会への参加
- (4) 広報活動(機関誌の発行等)
- (5) 研究紀要の作成
- (6) 教育委員会や府内各研究団体との連携

## ▶ 一般財団法人 八尾市人権協会

あらゆる差別を撤廃し、すべての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的として設立された。多年にわたり、市民の人権意識の普及及び高揚を図るための教育・啓発、人材の育成、教材の研究開発等を行うことで中間支援・協働の中核を担う団体として人権尊重の社会づくりを推進している。

また、八尾市とともに人権啓発を進める両輪として、行政機関や民間機関との協働の構築、さまざまな課題を有する人々の自立と自己実現に取り組む住民活動への支援を実施している。

### 主な活動

- (1) じんけん楽習塾の開催
- (2) 人権パネルによる啓発活動の実施
- (3) 人権啓発に関する情報発信
- (4) ミドルリーダー学習会の開催
- (5) 人権活動支援事業の実施
- (6) 各種会議体への参画
- (7) 人権政策の調査・研究の取り組み

## ▶ 八尾市人権啓発推進協議会

市内30の各種団体と32全ての地区福祉委員会で構成され、すべての人々があらゆる人権問題について正しい理解と認識を深めるため、さまざまな研修活動を実施することにより人権啓発の普及に努めており、「差別のない明るいまちづくり」をめざす取り組みを推進している。

2015(平成27)年度には、スローガン「地域が育む、人権文化のまちづくり～思いやり笑顔あふれる八尾のまち～」を作成し、2024(令和6)年度には、新たに具体的な行動目標を追加した、「八尾市人権啓発推進協議会 人権宣言」を作成した。

地区人権研修をはじめとする、地区住民による人権「草の根」運動など、人権文化が根付くための取り組みを今後もより一層推進する。

### 主な活動

- (1) 人権啓発推進委員養成研修の実施
- (2) 人権啓発映画上映会の開催
- (3) 「みんなのしあわせを築く八尾市民集会」の開催
- (4) ミドルリーダー学習会の開催
- (5) 啓発グッズの作成、配布
- (6) 広報誌「人権協ニュースあかり」の発行

### 八尾市人権啓発推進協議会 人権宣言

地域が育む、人権文化のまちづくり ～思いやり笑顔があふれる八尾のまち～

わたしたちがくらす八尾市には、生まれも育ちも文化もさまざまな人がくらしています。

わたしたちは、誰もが安心して幸せにくらすことを願っています。

人との出会いにより新たな価値観を広げ、人生を豊かにし、差別がないまち  
“地域が育む 人権文化のまち 八尾”の実現をめざして、ここに宣言します。

1. あなたもわたしも“たいせつな”ひとり
1. 知って、学んで、たしかめましょう
1. あらゆる差別をなくしましょう
1. 人権の“わ”をみんなで広げましょう
1. 人権について、他人事ではなく、自分事として考えましょう

## ▶ 世界人権宣言八尾市実行委員会

通称「世人やお」。1948年に国連で採択された「世界人権宣言」の理念を、地域に根ざしたかたちで広げるために“人権”でつながる市民ネットワークとして2000(平成12)年に再結成し、「人権のまちづくり」、「人権のネットワークづくり」、「人権の市民活動の支援」を活動の柱に、取り組みを進めている。

世界人権宣言第30条に示される権利が、すべての人にとって侵害されることのないよう、ひとりひとりの「人権が当たり前」に守られる地域社会の実現をめざしている。

### 主な活動

- |                    |                          |
|--------------------|--------------------------|
| (1) 世界人権宣言の普及      | (2) 人権教育・啓発プランの具体化       |
| (3) ひゅーまんフェスタの開催   | (4) 人権教育学校事業             |
| (5) CAP ワークショップ事業  | (6) 自主活動支援事業             |
| (7) 国際交流野遊祭への支援と出店 | (8) 情報誌「ちいき・人権・World」の発信 |

